

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、適切なコーポレートガバナンスを実現し、社是のとおり「常に技術の向上を目指し、お客様に美と夢と満足を提供する」ことにより、株主や従業員、お客様、取引先、債権者、地域社会などの様々なステークホルダーへの価値を創造してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使を可能とする環境作りや招集通知の英訳について引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社取締役会は、中期経営計画を策定しておりません。社是である「常に技術の向上を目指し、お客様に美と夢と満足を提供する」を目標とし、毎期初に具体的な当該期の目標額を策定、開示し、その実現を図っております。また、目標額から一定の乖離が生じた場合には、法令に基づく開示を適切に行うとともに、原因の分析を行い、適切な対応について検討しております。

【補充原則4-2-1】

経営陣の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を検討してまいります。

【原則4-8】

当社は、現在独立社外取締役1名を選任していただいております。独立社外取締役が2名以上となるよう、適切な独立社外取締役候補者の確保に努めてまいります。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、取締役会全体の実効性について分析、評価し、その結果の概要を開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、純投資以外の目的で保有する株式について、発行会社との中長期的な関係維持の観点から当社の企業価値を高めると考えられる場合に、保有することとしております。

当社取締役会は、毎年、同株式についてそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有の狙い・合理性について説明を行っております。

当社は、同株式に係る議決権行使については、発行会社の中長期的な企業価値を高めるかどうかを総合的に判断した上で、適切に行うこととしております。

【原則1-7】

当社取締役会は、当社が取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合の手続について取締役会規程運用基準に定めるとともに、その手続を踏まえた監視として、役員及びその近親者と当社間の取引の有無、さらに、当社役員及びその近親者が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社との取引の有無を毎年定期的に確認しております。

【原則3-1】

(1)当社は、「常に技術の向上を目指し、お客様に美と夢と満足を提供する」を社是として定めております。ジュエリーやアクセサリ等の商品の企画・開発並びに原材料の買付け、製造、販売等に係る各業務における技術を向上させ、お客様に美と夢と満足を提供しております。

(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について、有価証券報告書記載の「コーポレートガバナンスの状況等」及びコーポレートガバナンス報告書において開示しております。

(3)当社取締役会は、取締役の報酬を決定するに当たって、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮することとし、取締役会決議により決定しております。

(4)当社取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、事業分野についての専門能力・知見のほか、財務・会計、法務、税務についての専門能力等を考慮し、取締役会において遠慮なく審議のできる関係を築ける人材を選任ないし指名しております。

(5)当社取締役会は、上記(4)を踏まえて取締役・監査役候補者の指名を行う際の理由について、株主総会招集通知参考書類で説明しております。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、取締役会規程及び取締役会規程運用基準において、取締役会の決議を要する重要な事項及び具体的な基準を定め、これらに該当しない事項については経営陣の裁量に委ねております。

【原則4-9】

当社取締役会は、独立社外取締役候補者選任に当たって、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、取締役の人数を15名以下としており、事業分野についての専門能力・知見のほか、財務・会計、法務、税務についての専門能力を考慮することにより、取締役会がその役割を果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備えることができるような候補者を選

任することとしております。候補者の検討に際しては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【補充原則4－11－2】

当社取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知参考書類、有価証券報告書等に記載のとおりであり、取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力の観点から合理的な範囲にとどまっております。

【補充原則4－14－2】

当社は、取締役・監査役に対し、法令に限られない社会的規範の遵守に基づく企業倫理の徹底、並びに企業経営上のリスクの管理を図るために必要な情報や研修の機会を必要に応じて提供しております。

【原則5－1】

当社は、株主からの対話の申込みに対しては、担当部署を経営管理室として代表取締役社長が統括する体制とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。当社取締役会は、そうした体制整備・取組みに関する方針について定期的に検討・承認し、開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
堤 征二	9,732,300	48.46
堤 倭子	1,271,600	6.33
公益財団法人ツツミ奨学財団	1,000,000	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	509,800	2.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	360,771	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	291,400	1.45
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	246,300	1.22
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	244,400	1.21
JP MORGAN CHASE BANK 385166	217,700	1.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	208,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	堤 征二
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (注) 1 上記のほか、自己株式が1,590,026株あります。
2 平成27年6月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアールエルエルシー(FMR LLC)が平成27年6月16日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)
住所 245 Summer Street,Boston,Massachusetts 02210,USA
保有株券等の数 798,870株
株券等保有割合 3.98%

- 3 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー(Brandes Investment Partners, L.P.)から、平成26年5月9日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年4月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー(Brandes Investment Partners, L.P.)
住所 11988 E1 Camino Real,Suite 500,San Diego,CA 92191,U.S.A.
保有株券等の数 1,013,300株
株券等保有割合 5.05%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件により取引することを基本方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柿沼 佑一	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿沼 佑一	○	柿沼佑一氏は、高篠・柿沼法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で法律顧問契約の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	柿沼佑一氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、当社の経営全般に関して有用な助言を頂けるものと考えております。また、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行って頂くため、社外取締役として選任するものであります。こうした同氏の経営陣から独立した見地による活動を踏まえ、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を選任しております。
監査役と会計監査人は、定期的に開催される監査報告会で具体的な決算上の課題につき意見交換をしているほか、監査役が往査に立ち会うなど、会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。
内部監査部門としては、業務執行部門から独立した内部監査室(2名体制)を設置しております。
内部監査室と各監査役は、定期的な会合に加え、年間の業務監査等の内部監査結果や社内外の様々な情報の報告を通じて、相互の連携を図り、実効性を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永野 清健	他の会社の出身者													
宮原 敏夫	公認会計士									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永野 清健	○	――	永野清健氏は、金融機関における豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。 また、当社と永野清健氏の間で、取引関係が一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
宮原 敏夫	○	宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士であり、当社は同氏が代表社員である税理士法人朝日会計社との間で税理士顧問契約の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	宮原敏夫氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、また、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行っていたため、社外監査役として選任しております。こうした同氏の経営陣から独立した見地による活動を踏まえ、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役が確実に職務を遂行することで会社全体が継続的な成長を図ることができると考えており、年度ごとの取締役の評価に応じ、報酬等に反映させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役別の金額及び退職慰労金があった場合はその金額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬の額に関する決定方針は、平成元年6月28日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額250,000千円以内、平成2年6月27日開催の第17回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。各取締役及び監査役の報酬額は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する専属部門は設置しておらず、業務に応じて関連部署がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社であります。就任している取締役は6名、うち社外取締役は1名で、監査役は4名であり、うち社外監査役は2名でガバナンスの確保を図っております。

当社は経営の基本方針やその他重要事項を決定する定例取締役会を月に1回開催するほか、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定ができるよう必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査役会は、定期的に定例監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、各取締役や内部監査室等からの職務執行状況の聴取、本社部門及び店舗への往査を実施します。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。

内部監査室は、代表取締役社長直轄の独立組織として設置されており、年間の内部監査計画に基づき、各部門の業務執行状況について適法性・妥当性・効率性等の観点から内部統制に係る監査、コンプライアンス状況についての監査を実施しております。なお、内部監査の結果は、代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも報告し、コンプライアンスに関する事項は、コンプライアンス・リスク担当者へ報告しております。

会計監査は、有限責任あずさ監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の基本方針や重要な意思決定を取締役会が担い、業務の適法性、適正性については監査役会が担う監査役設置会社であります。監査役4名のうち、社外監査役を2名選任することにより、公正・中立的な立場で取締役会への監視機能を強化しております。

また、当社は、取締役の監督機能および経営体制の強化を図るため、社外取締役1名を新たに選任しております。独立性のある社外取締役および社外監査役による経営の監督・監査機能の強化を図ることにより、経営の健全性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることができると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算情報以外に適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は、経営管理室であり、IR事務連絡責任者は経営管理室長であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社の業務の適正を確保するために、次の体制を整備しております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス・リスク担当者を設置し、当社及び当社子会社の「法令等違反事態発生時対応規程」「行動規範」などを定め、その推進を図ります。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護マニュアル」を定め、適切に対応します。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス・リスク担当者を設置し、「リスク管理方針」「リスク管理規程」などを定め、当社及び当社子会社の事業目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応する仕組みを構築します。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率性を確保するよう、取締役会において取締役の職務分掌を決定しております。また、当社及び当社子会社の実績管理を行うため、取締役会の有効活用を図ります。
- (5) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の企業集団は、当社及び非連結子会社「有限会社大分ツツミ貴金属」であり、取締役会において定期的に当社及び当社子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を行うとともに子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認します。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役求めに基づき、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置きます。この場合、同使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、取締役からの独立性を確保するため、その任命等、人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ます。
- (7) 当社もしくは当社子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1、当社もしくは当社子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社もしくは当社子会社が法令もしくは定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合などで、当社もしくは当社子会社に著しい損害・不利益を生ずるおそれがある事実を発見した場合は、法令に従い当社の監査役に報告することとします。また、当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役に内容説明を求めることができます。
- 2、当社及び当社子会社は、当社の監査役に前号の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制とします。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門や外部監査人と情報・意見を交換する機会を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と関わることや利益供与をすることなど、いかなる形であっても絶対にその圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものいたします。

反社会的勢力との関係を遮断するため、犯罪収益移転防止法などの関係法令に基づき、適切な手続を設けております。また、法令等の社会的規範を遵守すべきことを「行動規範」に明記し、反社会的勢力の活動を助長する行為は行わないこととしております。

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、総務室を対応部署として、外部専門機関等との連携を密にするなど態勢を整備しており、事案が発生した場合は、即座に対応できるようにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は経営管理室長を情報開示責任者とし、重要事実が法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に該当する場合、正確かつ公平に開示する社内体制を整備しております。

なお、重要事実の内容により、次のような体制をとっております。

＜決定事実について＞

重要な決定事実につきましては、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っています。情報開示責任者は決定された重要事実が適時開示規則に該当するか否かを検討します。情報開示が必要であると判断した場合、経営管理室が開示情報を作成し、開示手続を行っております。

なお、取締役会には監査役が出席し、情報開示を検討する際には、必要に応じて会計監査人や、内部監査室、弁護士等に助言・指導を受けております。

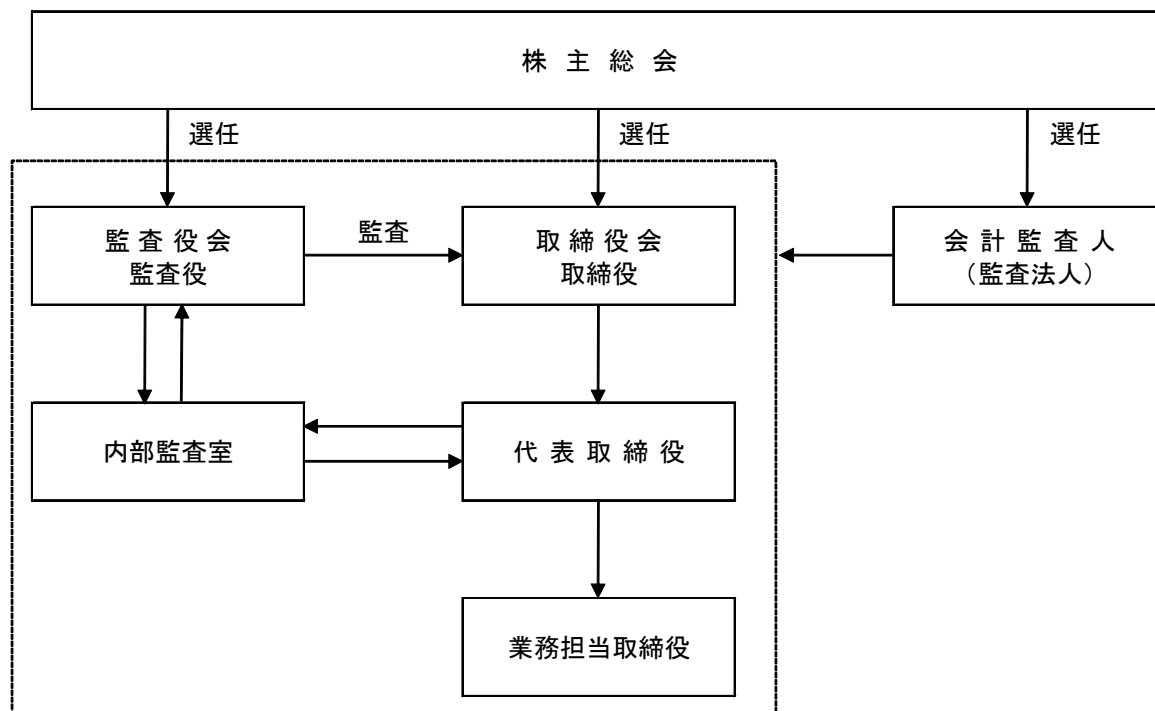
＜発生事実について＞

重要な事実の発生につきましては、経営管理室は該当部署から情報を集め、その情報が適時開示規則に該当するか否かを検討し、情報開示が必要であると判断した場合、取締役会に報告後、開示情報を作成し、迅速に開示手続を行っております。

＜決算情報について＞

決算情報の開示につきましては、経理部が作成した財務数値に基づき、経営管理室が開示情報を作成した後、決定事実に関する情報の開示と同様、定時取締役会または臨時取締役会の承認をもって開示手続を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要についての模式図

